

2020年4月15日

恵徳苑短期入所生活介護サービス
利用者、介護者の皆様へ

緊急事態宣言発令に伴うサービス利用について（お願い）

日頃より恵徳苑短期入所生活介護サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

また、サービス利用時における感染症予防対策にもご協力くださり心より感謝申し上げます。

この度の緊急事態宣言発令では、「密閉・密集・密接」の“三密”を避けるため人との接触を7割～8割減らという主旨がございます。しかし恵徳苑ではサービスの性質上、施設環境上「三密」を回避することが大変困難であり、新型コロナウイルス感染拡大防止を優先するための対策といたしまして、短期入所生活介護サービスをご利用いただく人数をできるだけ減らすことといたしました。

つきましては、利用者・介護者様の状況により、在宅で介護が可能である場合は短期入所利用をできるだけお控えいただきますようお願い申し上げます。

社会福祉法人恵徳会
恵徳苑短期入所生活介護サービス
管理者 五十嵐直子
電話 046-823-5139